

1 基本視点1 子どもたちの学びを応援

施策	施策の内容	取組主体	平成30年度 事業実績等				
			事務事業名等	新規・拡充・継続の別	事業目的・内容・実績等	達成状況等 ○△□▼	事業推進上の課題と課題への対応等
【1】 家庭・地域での子育て支援の充実	①家庭教育支援の充実と親と子の育ちの場の提供 拡	子ども・若者課	地域子育て支援事業	継続	彦根市ホームページの情報更新や、「彦根市子育てガイドブック」、「おでかけひろばカレンダー」等による子育てに係る情報提供などを行った。 ・子ども・若者課内の相談窓口で、市民からの相談に対応した。（利用者支援事業相談件数1,859件） ・東山児童館・子どもセンター・ピバシティ彦根において「地域子育て支援センター事業」を行った。 ・「ひろば」の開設として、子どもセンターで「きらきらひろば」、ピバシティ彦根で「まんまるひろば」、福祉センター別館で「さくらひろば」、東山児童館で「チャチャチャひろば」を開催した。	○	待機児童への対策の一つとして、在宅児への子育て支援の充実が必要であることから、未就園児とその保護者への支援を継続して実施していく。
		子ども・若者課	家庭教育支援事業	継続	「すくすく・のびのび教室」を9地区公民館等で実施した。受講者：延2,072組 「わいわいひろば」は8地区公民館等で開催した。参加者：延1,267人	○	実際の利用者の人数など現状を踏まえて、事業の在り方を見直す時期に来ていると考える。次年度の事業について再検討を行う。
		子ども・若者課	東山児童館運営事業	継続	・子どもひろば事業 夏休み子どもひろばを開催し、体験や子ども同士の交流の場を提供した。 (七夕の集い、みんなのおはなし会、キャンドル教室、体験学習、工作教室)	○	施設の老朽化により修繕箇所が年々増加している。施設適正管理計画で対応予定。
		子ども・若者課	ふれあいの館管理運営事業（指定管理）	継続	平成28年度より、指定管理者にふれあいの館の運営を委託した。 ふれあいの館 開館日数267日 利用者数16,642人	○	施設の老朽化により修繕箇所が年々増加している。施設適正管理計画で対応予定。
		子ども・若者課	子どもセンター管理運営事業（指定管理）	継続	・平成28年度から指定管理者による運営とした ・毎週月～金曜日 きらきらひろばを開催した。参加者延べ28,452人 ・子育て講座開催（84回）参加者数2,226人 ・情報誌「ぼけっと」の発行（月1回） ・相談 子育てに関する相談 245件、子育てアドバイス相談 12回 参加者数73人 ・子ども教室（月1回）参加者延236人 ・子ども将棋教室 10回開催 延654人 ・天文クラブ 10回開催 参加者数延367人 ・ジュニア天文クラブ 2回開催 延19人 ・星空教室 5回開催 延93人 ・天文台の公開（11回）延994人 ・ジュニアラティフ会議（年間18回）延349人 ・ファミリーサポート5回 延733人 ・臨床発達心理士まちこさんの子育て相談 12回開催 参加者数延17人	○	施設の老朽化により修繕箇所が年々増加している。施設適正管理計画で対応予定。
	②絵本の読み聞かせによる親子のふれあい	図書館	ブックスタート事業	継続	・絵本の読み聞かせは、生後4か月・10か月の乳幼児健診に合わせて実施し、絵本とバッグをプレゼントして、各家庭で読み聞かせを行うことで親子のふれあいの機会を醸成する。 ・ブックスタート（4か月）参加者956人、フォローアップ（10か月）参加者868人 ・読み聞かせボランティア養成のためのスキルアップ講座を3回実施（参加者数延51人）	□	・図書館内においても、乳幼児向けの図書の充実と利用しやすい、児童スペース・別室などの環境づくりが必要であると考え。
【2】 就学前保育・教育の充実	①就学前保育・教育の質の向上	幼児課	保育所職員人権教育推進事業 保育所職員研修事業	継続	共通カリキュラムを基に各幼稚園・保育所・認定こども園で保育を行い、保育実践においても交流を行った。	○	各園の共通カリキュラムの理解と保育内容の充実を目指す。
	②家庭支援推進保育士の配置 拡	幼児課	家庭支援推進保育事業	継続	国・県の制度に準じ実施。実績11園。	○	対象家庭の実情にあわせて適切な支援の実施を目指す。
	③一時預かり事業の充実 拡	幼児課	一時預かり等事業	拡充	市内保育所等22園（私立21園、公立1園）で実施した。	△	新設の平田認定こども園（2号・3号）でも一時保育を実施した。事業継続と拡大を目指す。
	④保育料などの負担軽減・幼児教育の無償化 拡	幼児課		拡充	・「彦根市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則」に基づき、私立幼稚園1園に通う保護者272人に対し、32,382,600円の補助を行った。 ・保育所就園援助事業 子ども・子育て支援新制度への移行により「実費徴収に係る補正給付事業」として実施した。平成30年度は、A階層50件：144,821円、B階層498件2,873,000円にそれぞれ支給した。（注：H28は年1回払いだったがH29は年2回払いとしたため件数は延べ件数です。）	○	・国制度に準じ事業を実施しており、今後も財源確保に努める。 ・国制度に準じ事業を実施しているがB階層については将来的な制度の拡充を見据え事業を実施していることから今後も財源確保に努める。
	⑤待機児童の解消 拡	幼児課	保育所職員人材確保事業 民間保育所施設整備事業	拡充	・保育士フェアの開催 参加者：53人 夏休みに高校生保育所保育体験の実施 参加者：119人 保育士フェアや保育体験の参加者が平成30年度に市内保育所・こども園に採用された。 ・民間保育所3園に、修繕工事に対し補助を行った。	○	・事業継続と事業の拡大を検討し、保育士の人材確保を目指す。 ・民間園の保育環境の整備を行った。保育環境の向上を目指す。

施策	施策の内容	取組主体	平成30年度 事業実績等				
			事務事業名等	新規・拡充・継続の別	事業目的・内容・実績等	達成状況等 ○△□▼	事業推進上の課題と課題への対応等
【3】 学校教育の充実	①学校教育における学力保障	学校教育課	学力向上推進事業	拡充	児童生徒の学力向上とための教員の指導力向上のため事業を展開した。市費臨時講師の配置・学生チューターの活用、彦根市基礎学力確認テストの実施・結果分析により、個に応じた指導の充実を図った。国語科学習指導支援員の配置、先進地視察研修により、教員の授業力向上に取り組んだ。	○	若手教員の割合が増えていることもあり、本市の学力向上のためには、教員の一層の指導力向上が求められる。
	②学力補充教室の拡充	学校教育課	上記学力向上推進事業の一部	拡充		—	
	③学校図書の実充	教育総務課	小学校図書整備事業 中学校図書整備事業	継続	小・中学校における読書活動を一層推進するため、図書の整備充実にも努め、児童生徒の健全な教養育成に努める。整備については文部科学省が定める「学校図書館図書標準」を基準に進めており、平成29年度においても各学校とも計画通りに図書の購入を進めることができた。図書の整備率は、小学校において達成校は17校中13校、中学校においては全ての学校が達成できた。	○	小学校については全ての学校が基準を達成することができるように整備を進めていく。中学校についても引き続き基準を達していく。なお、学校図書については、社会の変化や学問の進展を踏まえた児童生徒にとって正しい情報に触れる環境の整備という観点から、図書基準の達成に加え、適切な図書の更新が必要である。
	④ライフプランに関する学習	学校教育課	中学生チャレンジウィーク事業	継続	中学2年生が、5日間の職場体験を通して、働く大人の生きざまに触れたり、自分の生き方を考えたりする機会とし、自分の進路を選択できる力や将来社会人として自立できる力を育てる。	○	事業所の確保に苦慮する。5日間の受入れが難しい事業所や不登校傾向等により参加できない生徒には、別対応の必要がある。
	⑤命の大切さや妊娠、出産の正しい知識の普及啓発	学校教育課	該当事業なし	—		—	
		保健体育課	学校保健管理事業	継続	保健体育、理科、学級活動、道徳等全教育課程の中で、命の誕生や成長に関わる単元を見通し、発達段階に合わせた学習を進めた。助産師などの専門的知識を持つ外部講師の活用をしている学校もある。	△	各校の性教育の実施状況を把握し、全教育課程の中で、推進していく。
	⑥就学援助の拡充	学校教育課	小学校就学援助事業 中学校就学援助事業	継続	経済的理由により就学困難な学齢児童生徒に対して必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とし、対象となる保護者に対し、学用品費、給食費、医療費等の援助を行った。また、今年度より平成30年度に中学校へ入学する生徒に対し、新入学生徒学用品費の前倒し支給を実施した。	○	次年度小学校へ入学する児童の保護者に対し、前年度中に新入学児童学用品費の支給を実現するにあたり、申請にかかる周知方法や受付、援助費の支給方法に課題があり、全体の申請方法を含めた検討が必要である。
⑦特別支援教育に関する支援の実充	学校教育課	上記就学援助事業の一部	継続	小・中学校に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者または、小学校もしくは中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費を給付し、特別支援教育の振興を図ることを目的とし、学用品費、給食費等の一部の援助を行った。	○	国の定める「特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」に準じて支給を行うため、要綱改正に応じた対応が必要となる。	
【4】 食育の推進・啓発	①適切な栄養の摂取による健康の保持増進	幼児課	児童福祉法施行事業	継続	・栄養士配置事業 給食献立検討委員会を毎月開催し、給食標準モデル献立表による給食の提供を行った。栄養士が園を訪問し、バランスのよい食事、早寝早起き朝ごはん、安全な食品の摂取、食事時の挨拶等について、園児や保護者に啓発するとともに、園で収穫した米や野菜など身近な食材を使った簡単な料理や、正しい箸の持ち方や食事のマナーについて園児に指導、保護者への情報提供を行った。（訪問回数：159回）	○	正規職員の栄養士を配置したことによって、安定して園児や保護者へ定期的な食育の活動や啓発、学習の機会を提供できた。子どもや若者が、正しい知識や習慣を知ること、より良い環境を目指すように事業継続が必要である。
		健康推進課	乳幼児健康診査事業 保健衛生一般経費	継続	乳幼児健診では、離乳食教室で栄養士が集団指導している。幼児健診では、食事摂取などの相談に保健師が指導・助言している。7～8か月児への離乳食教室は月1回栄養士が集団指導を行い、個別の相談にも応じている。乳幼児個別相談では、月1回栄養士の個別相談、保健師も相談に応じている。必要に応じて栄養相談にもつなげている。	□	離乳食の困りごとや幼児の食事への困りごとは多く栄養士の個別相談を求めている人が多い。今後も栄養士の相談を継続し、保護者の知識・対応能力の向上につなげていく。
		学校給食センター	該当事業なし	—			
	②好ましい食習慣や生活習慣を形成するための啓発	幼児課	児童福祉法施行事業	継続	・栄養士配置事業 給食献立検討委員会を毎月開催し、給食標準モデル献立表による給食の提供を行った。栄養士が園を訪問し、バランスのよい食事、早寝早起き朝ごはん、安全な食品の摂取、食事時の挨拶等について、園児や保護者に啓発するとともに、園で収穫した米や野菜など身近な食材を使った簡単な料理や、正しい箸の持ち方や食事のマナーについて園児に指導、保護者への情報提供を行った。（訪問回数：160回）	○	正規職員の栄養士を配置したことによって、安定して園児や保護者へ定期的な食育の活動や啓発、学習の機会を提供できた。子どもや若者が、正しい知識や習慣を知ること、より良い環境を目指すように事業継続が必要である。
		健康推進課	乳幼児健康診査事業 保健衛生一般経費	継続	幼児健診では、チラシを用い「早寝早起き朝ごはん」の啓発を行っている。	□	今後も幼児健診では、チラシを用い「早寝早起き朝ごはん」を継続的に啓発、保護者にも周知していく。
	保健体育課	学校保健管理事業	継続	学校保健会生活習慣予防対策の取組で、講演会の開催、小中学校への啓発紙配布、幼稚園への食育出前講座、元気フェスタでの運動教室の開催を行った。	○	3年に1度の実態調査を通して、課題を明確にし、講演内容や啓発資料の内容を検討し課題解決を図っていく。	

施策	施策の内容	取組主体	平成30年度 事業実績等				
			事務事業名等	新規・拡充・継続の別	事業目的・内容・実績等	達成状況等 ○△□▼	事業推進上の課題と課題への対応等
【5】 多文化共生社会など への対応	① 多文化共生社会への対応 拡	人権政策課	①国際交流員（CIR）招致事業 ※上記のうち母語教室	継続	「母語教室」は、外国人の児童生徒が、アイデンティティを育み、母語しか話すことができない家族と上手にコミュニケーションを取ることができるようになること、また、同じルーツを持つ仲間と過ごす居場所を作り、学校生活での孤立を防ぐことを目的に実施している。彦根市内でブラジルにルーツを持つ子どもが多く通学している小学校で、月2回程度、国際交流員がブラジルにルーツを持つ子どもにもポルトガル語やブラジルの文化を教えている。 平成30年度 12回 参加児童数 12人	○	参加している児童生徒のポルトガル語の能力が異なるため、教材づくりが難しい。引き続き本や教科書を参考にしながら教材を工夫していく必要がある。 また、落ち着いた学べない児童もいるので、出務する職員を増やしたり、多文化共生サポーターに協力してもらうなど、スタッフを充実させる必要がある。
		人権政策課	②子ども多文化クラブ事業	継続	外国にルーツを持つ子どもは、両親が仕事をしていることが多く、特に夏休みや冬休みの長期休暇中は外出することなく家の中で過ごすがちになり、また、日本で生活する中で日本文化や習慣を覚えていく一方で、自分のルーツに触れることが少なくなり、自分自身のアイデンティティを見失ってしまうことがある。「子ども多文化クラブ」は、外国にルーツを持つ小中学生を対象に、学校や国籍を越えて、世界の国の文化や習慣に触れ、一緒に学習をし、地域のことを学ぶことにより、同じように外国にルーツを持つ子ども同士のネットワークづくりを進めることを目的とし、夏休みに4回、冬休みに1回、学習支援、様々な体験活動の補助等を実施している。 平成29年度 参加児童生徒数 夏休み21人 冬休み17人	○	今後、日本人の児童生徒が参加できるような方法を検討していく。
		人権政策課	③国際理解教育推進事業	継続	湖東定住自立圏事業として実施している事業で、国際的な視野および感覚を持った人材を育成するとともに多文化共生社会を実現するため、事業委託により、小・中・高等学校を中心に出前講座を行っている。 平成30年度 出前講座数 19講座	○	湖東定住自立圏の4町からの利用が少ないため、情報提供に努める。
		学校教育課	国際理解教育推進事業	拡充	外国人児童生徒が在籍する小中学校にポルトガル語、タガログ語による支援員を派遣し、母語による相談、通訳、翻訳、日本語指導を行うことができた。	○	日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の増加に伴い、保護者への支援も含めると需要が大きい事業である。また各校を移動するため、その手段にかかる費用も予算計上する必要がある。
	② 国際化社会への対応	シティプロモーション推進課	①国際親善事業 ※上記のうち北米派遣、アナーバー市中高生受入、湘潭市受入	継続	・彦根市とアナーバー市とは、昭和44年(1969年)に姉妹都市を提携した。外国での生活体験を通じて国際理解を深めるとともに、姉妹都市の交流を促進することを目的としてアナーバー市等に中学生を派遣している。また、隔年で、アナーバー市から中高生を受け入れている。 平成30年度 派遣人数 14人、受入人数 14人 ・多文化共生社会に対応できる人材を育成するため、中学生に外国の生活様式を見分ける機会を提供するとともに、人と人との交流を通して彦根市とその国際友好都市湘潭市との友好の絆を一層強固なものにすることを目的として湘潭市から中学生を受け入れている。 平成30年度 湘潭市側の理由で中止	○	湘潭市との中学生交流事業は、参加希望者が少なく、事業内容や募集方法等の検討が必要である。
		シティプロモーション推進課	②日中友好都市卓球交歓大会 選手団派遣事業	-	日中国交正常化45周年を記念し、中国北京市で開催される卓球交歓大会に友好都市である湘潭市と参加し、スポーツを通して相互理解を図ることにより、友好都市間の友好関係の強化を促し、将来を担う青少年の友好交流を促進することを目的として中学生を派遣している。 5年に一度実施する事業であり、平成30年度は無し。	-	特にありません。
		学校教育課	国際理解教育推進事業	拡充	外国人児童生徒が在籍する小中学校にポルトガル語、タガログ語による支援員を派遣し、母語による相談、通訳、翻訳、日本語指導を行うことができた。	○	日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の増加に伴い、保護者への支援も含めると需要が大きい事業である。また各校を移動するため、その手段にかかる費用も予算計上する必要がある。

施策	施策の内容	取組主体	平成30年度 事業実績等				
			事務事業名等	新規・拡充・継続の別	事業目的・内容・実績等	達成状況等 ○△□▼	事業推進上の課題と課題への対応等
【6】 学校を窓口とした福祉関連機関などとの連携	①スクールソーシャルワーカーによる学校支援 拡	学校教育課	スクールソーシャルワーカー活用事業	新規	学校不適応児童の多い小学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、福祉的な支援を学校に取り入れ、教員のアセスメント力と環境調整能力を高め、指導・支援の充実を図る。	△	さらなる時間数の増加が望まれる
	②スクールカウンセラーによる学校支援 拡	学校教育課	不登校対策事業	継続	いじめや不登校をはじめとする問題行動等の対応に、専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを小学校に派遣し、教員の資質向上と児童の諸課題の解決に資する。	△	さらなる時間数の増加が望まれる
	③学校をプラットフォームとした教育・福祉関係機関の連携 拡	子ども・若者課	子ども・若者支援事業（子若総合相談） （子若総合相談センター増・貧困窓口追加増・備品増・協議会増）	拡充	・ニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供および助言を行う「彦根市子ども・若者総合相談センター」を、NPO法人へ業務を委託し開設した。また、平成29年6月に同センターへ機能追加した「子ども応援コーディネーター（子どもの貧困対策コーディネーター）」は、保育所・幼稚園等を訪問等により相談や支援を行うように取組んだ。 ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援し関係機関等のネットワークの構築を図る子ども・若者支援地域協議会（子どもの貧困対策含む）については、代表者会議を1回、実務者会議を4回開催した。また、内閣府所管『平成30年度 子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業』を活用して、地域の関係機関や支援団体等にも参加してもらったので支援マップの検討や事例検討会を2回、支援に携わる人材養成のための講習会を1回実施し、更に、先進地域の視察を行った。	○	・ニートやひきこもりなどの生きづらさのある本人の直接の相談や支援に繋がりにくい。 ⇒家族や周りの者からの相談にも丁寧に対応し、本人の相談に繋がるように支援を継続している。（家族会の実施など） ・子ども・若者支援と子どもの貧困対策との役割分担や整理がしづらい。 ⇒平成30年度から「子ども応援コーディネーター」は保育所・幼稚園等を訪問等をして支援し、教育等と福祉とをつなぐ役割へ変更した。 ・子ども・若者支援における地域課題の整理と必要とされる機能等の整理が十分でない。 ⇒平成31年度も内閣府所管『子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業』を活用して、引き続き課題整理等に取組む。
		学校教育課	該当事業なし	-		-	
【7】 地域での学習支援	①地域住民などによる放課後などの学習支援の実施 拡	生涯学習課	地域学校協働本部事業のうち地域未来塾分	新規	学習を深めたい中学生や家庭の事情等で家庭での学習が困難な中学生に対する学習支援を目的としている。「地域未来塾」として市内7か所（全中学校）で9教室開設し、地元の大学生や地域の教員OB等が学習支援員となり学習支援を行った。	○	学習支援員の安定的な確保が課題となっている。各校からピラや通信などで広報するとともに事務局の担当者が市内の大学等に赴いて広報活動を行っているが、今後はさらに事務局と学校が連携を深めて学習支援員の確保に取り組んでいく。
	②生活困窮世帯などへの学習支援	社会福祉課	生活困窮者自立支援事業	継続	・生活困窮者自立支援事業 経済的に困窮している世帯や生活保護被保護世帯の子どもの学力向上を支援し、将来、経済的な困窮に陥ったり生活保護を受給するという負の連鎖を断ち切る。 参加実人数：40人（中学生32名、小学生1名、高校生7名）	□	・子どもを含めた世帯全体の支援に対して、専門知識や技能、福祉的知見を持った人材の育成や確保が必要である。 ・主な支援対象者は中学生であるが、小学生や高校生に対しての支援介入、他機関との情報共有による事業間での切れ目ない支援ができる体制が必要である。
	③英数教室などの実施	人権・福祉交流会館	子育て事業	継続	地域児童・生徒の基本的な生活習慣の定着と基礎学力の向上を図る。 子育て講演会、人権学習会、教育相談などを通じて、親や地域の教育力を高めるとともに、地域の将来を担う青少年の健全育成を図る。	△	一定の成果はあるが、参加者が固定されがちである。 チラシの配布や声かけを積極的に行い、基本的な生活習慣や基礎学力が十分でない児童生徒に学習会等に参加を促す必要がある。
	④図書館や地域文庫の充実	図書館	館内図書資料の整備・充実事業 館外図書資料の整備・充実事業 図書館サービスの向上事業	継続	・図書館システムの整備により、本の予約やリクエスト、蔵書検索がインターネットを使用して行うことができるため、予約等の件数は増加している。また、それに伴い来館者からリファレンスやリクエストを受ける機会も増えたことから、職員間の協議、専門的知識の習得を進め、図書館サービスの向上につなげた。 ・動く図書館「たちはな号」は、市内52か所のステーションを月1回巡回し、子どもから大人まで昨年度より多くの人に利用していただいた。地域文庫は市内に11か所設置されているが、生活スタイルの変化により、利用者は減少している。 ・季節に応じたイベントや定例のおはなし会を毎月3～4回開催し、来館者の増加につながるよう努めた。	□	・図書館サービスの向上に努めているが、貸出冊数、来館者ともに減少している。図書館を利用したことがない層へのPRが必要である。
	⑤自習ができる場所の提供 新	子ども・若者課	子ども・若者支援事業（子ども貧困対策）	継続	長期休暇中に自習ができる公共施設（公民館・児童館・子どもセンター・市民交流センター・福祉センターなど）の情報を取りまとめ、市ホームページへの内容掲載や市内中学3年生への『利用カレンダー』を配布した。	○	自習ができる場所として開放をしても利用が少ないところもある。 ⇒周知等を図っていく。
【8】 高校生・大学生を対象とした就学の支援	市独自の奨学金の給付	学校教育課	彦根市奨学金給付事業	継続	経済的理由により高校就学が困難で、成績優秀な生徒に対し、奨学金を給付する。 4,000円（支度金）+4,000円×12月 平成29年度給付者数：4人	□	大学生に対する奨学金の給付については、市教育委員会が実施しなくてはいけない明確な理由やその効果等に課題がある。

※達成状況等は、事業の目的や成果等において、達成できた場合は○、達成できなかったが現況よりも改善されたものは△、現況から変更が無かったものは□、現況よりも後退したものは▼

◎彦根市子どもの貧困対策計画 [第4章 計画の施策展開]

2 基本視点2 子どもたちの育ちを応援

施策	施策の内容	取組主体	平成30年度 事業実績等				
			事務事業名等	新規・拡充・継続の別	事業目的・内容・実績等	達成状況等 ○△□▼	事業推進上の課題と課題への対応等
【9】 スポーツ・芸術など 体験の機会の提供	①コンサートチケット代などの負担軽減 拡	文化振興室	該当事業なし	-		-	
	②学校教育の場での体験の充実	学校教育課	情操教育推進事業	拡充	社会・科学・図工美術等の発表機会を設けること中学校の文化部活動を奨励することにより、情操教育の充実を図った。	○	特になし
保健体育課		小中学校体育振興事業	継続	児童生徒の体育活動の振興を図るため、各種体育行事（大会）への選手派遣に対し補助を行うとともに、各中学校部活動に対する支援を行った。	○	「小中学校体育的行事参加旅費補助金」「市小学校体育連盟運営補助金」「中学校運動部活動補助金」において、広く児童・生徒に補助・支援を行うことができた。	
【10】 放課後児童クラブの 内容充実	①定員の確保 拡	生涯学習課	放課後児童クラブ整備事業	継続	年々増加する利用希望者の受け入れるため、河瀬小学校第2放課後児童クラブ専用棟の設計および建設を行った。	○	引き続き施設の不足が予想される放課後児童クラブについて、整備を行っていく。
	②開設時間の延長	生涯学習課	放課後児童クラブ運営事業	継続	現在、学校の課業日は放課後から18時30分まで、土曜日や長期休業期間は8時から18時30分まで開設しており、開設時間の延長より待機児童を発生させない方向で事業を行っている。	□	開設時間の延長については、費用負担の観点から、負担金の見直しも併せて検討する必要がある。
【11】 子どもたちの居場所 づくり	①学童保育の実施	人権・福祉交流会館	学童保育事業	継続	夏季休業中に集団生活を通じて基礎的生活習慣の確立と基礎学力の定着を図る。また、様々な社会体験を通じて自ら課題を見つけ、自ら考え、主体的に判断し、行動する力の育成に努める。さらに、近隣地域の保護者や児童が参加することにより、交流を深めるとともに、仲間づくりを進め同和問題解決に資することを目的とする。河瀬小学校の放課後児童クラブの設置に伴い、過剰であった参加児童数も安定しており、期間中の活動を通じ互いに交流を深めるよい機会となっている。	○	学童保育期間中雇用している指導員（主に学生）の勤務日数や意識が十分でないこともあることから、人員確保および育成は今後も重点課題として取り組む必要がある。県内大学へ求人募集や関係者を通じた教育機関への呼びかけなどを積極的に行っていく。
	②子ども食堂などへの支援 新	子ども・若者課	子ども・若者支援事業 (ひとづくり地域づくり事業・いい場所づくり補助)	拡充	・貧困や生きづらさのある子どもの居場所(子ども食堂や学べる場など)づくりに関して、子どもたちを応援する地域や支援者を、人材育成から活動の運営までトータルにサポートするとともに、リユースやフードバンクの体制(仕組み)づくりを行う、子ども・若者を応援する『ひとづくり・地域づくり事業』を社会福祉協議会へ委託して実施した。平成30年度は子ども食堂を支えるフードバンクの体制整備にも取り組んでもらった。 ・子どもの地域の居場所となる『学べる場』の開設・運営経費を社協と共に支援(補助)した。彦根市『いい場所づくり事業』補助金。平成30年度実績2か所。	○	・子どもの居場所づくりを支援する県社協の補助制度が平成30年度限りとなり、次の段階へ移行となったことから、活動の継続が危惧される。 ⇒平成31年度は、市社協と市で、『いい場所づくり事業』補助金の対象を拡充するようにした。
	③子どもが安心して過ごす場所やサービスの確保 新	子ども・若者課	子ども・若者支援事業 (ひとづくり地域づくり事業新)	拡充	・貧困や生きづらさのある子どもの居場所(子ども食堂や学べる場など)づくりに関して、子どもたちを応援する地域や支援者を、人材育成から活動の運営までトータルにサポートするとともに、リユースやフードバンクの体制(仕組み)づくりを行う、子ども・若者を応援する『ひとづくり・地域づくり事業』を社会福祉協議会へ委託して実施した。平成30年度は子ども食堂を支えるフードバンクの体制整備にも取り組んでもらった。	○	・子どもの居場所づくりを支援する県社協の補助制度が平成30年度限りとなり、次の段階へ移行となったことから、活動の継続が危惧される。 ⇒平成31年度は、市社協と市で、『いい場所づくり事業』補助金の対象を拡充するようにした。
	④生きづらさを抱える若者たちの居場所づくり 新	子ども・若者課	子ども・若者支援事業 (子ども若者総合相談センター・若者サロン運営事業)	継続	・生きづらさのある若者たちに寄り添う地域での居場所「通信サロン(若者サロン)」を、NPO法人へ業務を委託して開設した。	○	・「通信サロン(若者サロン)」の新たな展開が求められつつある(出口の支援)。 ⇒協議会等で検討。
	⑤親子で過ごせる居場所づくり 新	子育て支援課	ひとり親家庭等生活向上事業	継続	ひとり親家庭の子どもを対象に、学習支援や食事の提供、地域の大人と触れ合う機会をつくり、「子どもの居場所」を通して子ども自身の「生きる力」に働きかけ、生活の向上を図る。 開催回数41回、参加人数のべ623人、内生徒参加人数のべ219人	△	目標は達成しているが、「第3の居場所」として、参加者がどのような課題を抱え、どのように変化していったのかを分析し、今後の事業計画に役立てたい。
【12】 ショートステイ・ト ワイライトの充実	受け入れ体制の充実 拡	子育て支援課	子育て短期支援事業	継続	児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由や仕事の事由等により児童の養育が一時的に困難になった場合等に児童福祉施設等において一定期間養育・保護する。 受入施設数：7か所	△	利用者と受入施設のマッチングを行い、利用者のニーズに応える。

施策	施策の内容	取組主体	平成30年度 事業実績等				
			事務事業名等	新規・拡充・継続の別	事業目的・内容・実績等	達成状況等 ○△□▼	事業推進上の課題と課題への対応等
【13】 子ども・若者への就 労支援の充実	①職場体験の推進	学校教育課	中学生チャレンジウィーク事業	継続	生徒が「生きる力」を身につけ、将来社会人・職業人としてたくましく自立していく力を育てるため、中学2年生の職場体験学習を実施した。	○	チャレンジウィーク受入事業所に生徒を受け入れたことがわかるような広報が必要。
	②進学を選択しなかった子どもへの支援、高校・大学などを中退し就労を選択したときの支援の充実 拡	社会福祉課	被保護者就労支援事業 生活困窮者自立支援事業	継続	○就労支援 ハローワークと連携した就労支援と、彦根市いきがいワークセンター（無料職業紹介事業所）から直接企業へ紹介する就労支援を行っている。 【平成30年度 実績】 （被保護者就労支援事業） 支援件数 90件 （生活困窮者自立支援事業） 支援件数 63件（内、彦根市いきがいワークセンターによる支援 23件）	□	<ul style="list-style-type: none"> 支援に対して、専門知識や技能、福祉的知見を持った人材の育成や確保が必要である。 求職者のニーズや特性に対応し、多岐に渡る求職者の就労決定につなげられるよう、彦根市いきがいワークセンターへの登録企業の開拓を行っていく。
					○就労準備支援 直ちに就労に向けた支援を行うことが困難な生活困窮者に対して、仕事に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的に支援している。また、生活習慣形成のための指導・訓練（日常生活に関する支援）、就労の前段階として必要な社会的能力の習得、事業所での就労体験の場の提供や、就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援を行っている。 【平成30年度 実績】 （生活困窮者自立支援事業） 支援件数 7件 ※実績は子どもに関わらず、事業全体での支援件数です。		
		子ども・若者課	子ども・若者支援事業 （子ども若者総合相談センター事業）	拡充	・ニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供および助言を行う「彦根市子ども・若者総合相談センター」を、NPO法人へ業務を委託し開設した。また、平成29年6月に同センターへ機能追加した「子ども応援コーディネーター(子どもの貧困対策コーディネーター)」は、保育所・幼稚園等を訪問等により相談や支援を行うように取組んだ。	○	<ul style="list-style-type: none"> ニートやひきこもりなどの生きづらさのある本人の直接の相談や支援に繋がりにくい。 ⇒家族や周りの者からの相談にも丁寧に対応し、本人の相談に繋がるように支援を継続している。（家族会の実施など） ・子ども・若者支援と子どもの貧困対策との役割分担や整理がしづらい。 ⇒平成30年度から「子ども応援コーディネーター」は保育所・幼稚園等を訪問等をして支援し、教育等と福祉とをつなぐ役割へ変更した。
	少年センター	青少年支援センター設置事業	継続	非行等をおこす可能性のある青少年や犯罪を犯してしまった青少年の立ち直りを支援する活動に取り組んだ。 ※支援人数 26人 支援回数467回	○	虐待、発達障害、SNSトラブル等課題が多岐にわたっており、職員の研修時間の確保が必要である。	
	③立ち直り支援の充実	子ども・若者課	子ども・若者支援事業 （子ども若者総合相談センター事業）	拡充	・ニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供および助言を行う「彦根市子ども・若者総合相談センター」を、NPO法人へ業務を委託し開設した。また、平成29年6月に同センターへ機能追加した「子ども応援コーディネーター(子どもの貧困対策コーディネーター)」は、保育所・幼稚園等を訪問等により相談や支援を行うように取組んだ。	○	<ul style="list-style-type: none"> ニートやひきこもりなどの生きづらさのある本人の直接の相談や支援に繋がりにくい。 ⇒家族や周りの者からの相談にも丁寧に対応し、本人の相談に繋がるように支援を継続している。（家族会の実施など） ・子ども・若者支援と子どもの貧困対策との役割分担や整理がしづらい。 ⇒平成30年度から「子ども応援コーディネーター」は保育所・幼稚園等を訪問等をして支援し、教育等と福祉とをつなぐ役割へ変更した。
少年センター					青少年支援センター設置事業		

施策	施策の内容	取組主体	平成30年度 事業実績等				
			事務事業名等	新規・拡充・継続の別	事業目的・内容・実績等	達成状況等 ○△□▼	事業推進上の課題と課題への対応等
【13】 子ども・若者への就 労支援の充実	④地域の事業所と協力し、職場体験ができる仕組みづくり 拡	地域経済振興課	該当事業なし				
		社会福祉課	被保護者就労支援事業 生活困窮者自立支援事業	継続	[再掲] ○就労支援 ハローワークと連携した就労支援と、彦根市いきがいわくワークセンター（無料職業紹介事業所）から直接企業へ紹介する就労支援を行っている。 ○就労準備支援 直ちに就労に向けた支援を行うことが困難な生活困窮者に対して、仕事に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的に支援している。また、生活習慣形成のための指導・訓練（日常生活に関する支援）、就労の前段階として必要な社会的能力の習得、事業所での就労体験の場の提供や、就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援を行っている。	□	・支援に対して、専門知識や技能、福祉的知見を持った人材の育成や確保が必要である。 ・求職者のニーズや特性に対応し、多岐に渡る求職者の就労決定につなげられるよう、彦根市いきがいわくワークセンターへの登録企業の開拓を行っている。
		子ども・若者課	子ども・若者支援事業 (子ども若者総合相談センター事業)	拡充	・ニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供および助言を行う「彦根市子ども・若者総合相談センター」を、NPO法人へ業務を委託し開設した。また、平成29年6月に同センターへ機能追加した「子ども応援コーディネーター(子どもの貧困対策コーディネーター)」は、保育所・幼稚園等を訪問等により相談や支援を行うように取組んだ。 ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援し関係機関等のネットワークの構築を図る子ども・若者支援地域協議会(子どもの貧困対策含む)については、代表者会議を1回、実務者会議を4回開催した。また、内閣府所管『平成30年度 子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業』を活用して、地域の関係機関や支援団体等にも参加してもらったので支援マップの検討や事例検討会を2回、支援に携わる人材養成のための講習会を1回実施し、更に、先進地域の視察を行った。	○	・ニートやひきこもりなどの生きづらさのある本人の直接の相談や支援に繋がりにくい。 ⇒家族や周りの者からの相談にも丁寧に対応し、本人の相談に繋がるように支援を継続している。(家族会の実施など) ・子ども・若者支援と子どもの貧困対策との役割分担や整理がしづらい。 ⇒平成30年度から「子ども応援コーディネーター」は保育所・幼稚園等を訪問等をして支援し、教育等と福祉とをつなぐ役割へ変更した。 ・子ども・若者支援における地域課題の整理と必要とされる機能等の整理が十分でない。 ⇒平成31年度も内閣府所管『子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業』を活用して、引き続き課題整理等に取組む。
		少年センター	青少年支援センター設置事業	継続	非行等をおこす可能性のある青少年や犯罪を犯してしまった青少年の立ち直りを支援する活動に取り組んだ。 ※支援人数 26人 支援回数467回	○	虐待、発達障害、SNSトラブル等課題が多岐にわたっており、職員の研修時間の確保が必要である。
【14】 保護者の就労支援・ 学び直し	①保護者の就労支援 拡	人権・福祉交流会館	該当事業なし	-			
		社会福祉課	被保護者就労支援事業 生活困窮者自立支援事業	継続	[再掲] ○就労支援 ○就労準備支援	□	・支援に対して、専門知識や技能、福祉的知見を持った人材の育成や確保が必要である。 ・求職者のニーズや特性に対応し、多岐に渡る求職者の就労決定につなげられるよう、彦根市いきがいわくワークセンターへの登録企業の開拓を行っている。
		子育て支援課	ひとり親家庭自立支援事業	拡充	子育てや生活に関する相談によって見えてくるひとり親家庭の就労状況を基に、プログラム策定員として積極的に支援しながら、相談援助技術の向上を目指す。	△	就労支援員であるプログラム策定員の継続雇用と相談援助技術の向上を図る。
		子育て支援課	ひとり親家庭自立支援事業	拡充	ひとり親家庭の親の就労支援として、職業能力開発の支援や、資格取得のため養成機関で1年以上のカリキュラムを受講する上での生活負担の軽減のために給付金を支給する。	△	助成対象者に対し、受講中から資格取得後の求職活動までのフォローと、就職後のアフターフォローまでを計画的に行う。
【15】 経済的な支援	③市が必要とする人材育成としての支援 拡	介護福祉課	該当事業なし				
		社会福祉課	該当事業なし				
		子育て支援課	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行事業	継続	ひとり親家庭を支援し安心した生活ができるよう、母子・父子自立支援員を設置し、県の母子・父子・寡婦福祉資金貸付相談・受付業務を行う。	△	県の貸付についてはいくつかの種類があるものの、相談者の希望に沿う貸付金については、条件的に外れてしまうこともあるため、ひとり親家庭への積極的な働きかけを県に要望していく。
③ひとり親家庭支援事業への利用助成	子育て支援課	ひとり親家庭援護事業	継続	家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に利用する子育て支援事業の経費に対して助成を行うことで、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図る。	△	利用助成の申請については、所得制限や利用時間制限により不支給になることもあるため、申請時の十分な説明を行うとともに申請者にとって負担の少ない利用方法を検討	

施策	施策の内容	取組主体	平成30年度 事業実績等				
			事務事業名等	新規・拡充・継続の別	事業目的・内容・実績等	達成状況等 ○△□▼	事業推進上の課題と課題への対応等
【16】 保護者の健康確保	①相談業務や養育支援訪問による保護者への支援	子育て支援課	児童虐待防止対策事業	継続	児童虐待の早期発見および養育者への支援が効果的に行われるよう彦根市要保護児童対策地域協議会が中心となり関係機関との連携や啓発活動を行う。	△	児童虐待の未然防止、早期発見のため市民に対する啓発活動を行う。
	②保護者の健康面に対する専門的な対応	健康推進課	がん検診事業 健康診査事業	拡充	目的：がんの早期発見および早期治療を促すことで、がんによる死亡率を減少させ、市民の生活の質の向上を図る。 内容：胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮頸がんの5種類のがん検診を実施。 実績：胃がん2,212人 大腸がん3,823人 肺がん5,530人 乳がん2,429人 子宮頸がん3,367人	○	受診率向上に向けた対策の検討 ・個別勧奨・再勧奨 ・受診しやすい体制づくり ・啓発
【17】 暮らしへの支援	①医療費の負担軽減 拡	保険年金課	福祉医療費助成事業	継続	●乳幼児の保険診療の自己負担金を助成した。 118,273件 199,288,842円 ●小学校4年生から中学校3年生までの入院医療費の助成を、市の独自事業として実施した。 小学生の入院医療費助成 81件 3,425,489円(平成30年3月以前の診療分を含む) 中学生の入院医療費助成 48件 2,800,616円(平成30年3月以前の診療分を含む) ●ひとり親家庭の医療費助成(県制度) 31,391件 84,045,157円(親の件数も含む) ●ひとり親家庭、重度心身障害者のうち18歳未満の者の自己負担金の助成を、県制度を補完する市の事業として実施した。 ひとり親家庭 12,154件 6,385,734円(親の件数も含む) 重度心身障害者 951件 593,044円	○	子どもの医療費助成について、本市では平成24年10月からは小学生の、平成25年10月からは中学生の入院医療費助成を、子育て環境の充実の一助とすべく、厳しい財政状況ではあるが、市の独自事業として実施している。しかしながら、義務教育就学後の通院医療費助成を行う自治体が増えており、本市の近隣の自治体では、米原市、愛荘町、甲良町、多賀町が中学卒業までを助成対象としており、豊郷町においては、高校卒業までを対象としている。県内の自治体で格差が生じている状況となっている。こうした状況から、本市においても、子育て世帯から、助成範囲を通院医療費までの拡大の要望が多く寄せられている。また、子どもの貧困対策の一環として、平成29年8月診療分からひとり親家庭、重度心身障害者のうち18歳未満の者の自己負担金の助成を、県制度を補完する市の事業として実施した。 助成拡大に当たっては、多額の経費が継続的に発生することや、地域医療機関、とりわけ小児科医への過度の負担が懸念される。本来、少子化対策や子育て支援は国の施策として実施されるものである。子どもの医療費の助成については、次世代育成の観点から全国一律の制度実施を求めるとともに、これを担う地域の小児科医療の充実を求めている。
		保険年金課	福祉医療費助成事業	拡充	●ひとり親家庭、重度心身障害者のうち18歳未満の者の自己負担金の助成を、県制度を補完する市の事業として平成29年8月診療分から実施した。 ひとり親家庭 5,957件 3,212,651円(親の件数も含む) 重度心身障害者 424件 257,026円	○	子どもの貧困対策の一環として、平成29年8月診療分からひとり親家庭、重度心身障害者のうち18歳未満の者の自己負担金の助成を、県制度を補完する市の事業として実施した。 助成拡大に当たっては、多額の経費が継続的に発生することや、地域医療機関、とりわけ小児科医への過度の負担が懸念される。本来、少子化対策や子育て支援は国の施策として実施されるものである。子どもの医療費の助成については、次世代育成の観点から全国一律の制度実施を求めるとともに、これを担う地域の小児科医療の充実を求めている。
	②住宅への支援	社会福祉課	生活保護費等給付事業	継続	生活保護受給世帯に対し、住宅扶助を行った。 【平成30年度 実績】 住宅扶助総額 170,549千円、扶助世帯数(のべ)5,671件、扶助人員数(のべ)8,074人 ※実績は子どもに関わらず、事業全体での支援件数です。	□	
		子育て支援課	該当事業なし	-			
③公共交通機関の充実 拡	建築住宅課	ひとり親世帯向け市営住宅の供給(年度毎に1戸)	継続	住宅の確保に配慮を要するひとり親家庭に市営住宅を供給する。年度毎に1戸募集する。29年度は応募1件で入居された。	○	平成29年度の応募倍率は1倍であったが、次年度以降で高倍率が続くようであればひとり親家庭向け住宅の指定数を増やすことを検討する必要がある。	
	交通対策課	該当事業なし					

※達成状況等は、事業の目的や成果等において、達成できた場合は○、達成できなかったが現況よりも改善されたものは△、現況から変更が無かったものは□、現況よりも後退したものは▼

3 基本視点3 みんなで応援

施策	施策の内容	取組主体	平成30年度 事業実績等				
			事務事業名等	新規・拡充・継続の別	事業目的・内容・実績等	達成状況等 ○△□▼	事業推進上の課題と課題への対応等
【18】 相談体制の整備・充実	①子どもの貧困に関する相談窓口の設置新	子ども・若者課	子ども・若者支援事業（子若総合相談） （子若総合相談センター・貧困対策相談窓口）	拡充	・ニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供および助言を行う「彦根市子ども・若者総合相談センター」を、NPO法人へ業務を委託し開設した。また、平成29年6月に同センターへ機能追加した「子ども応援コーディネーター(子どもの貧困対策コーディネーター)」は、保育所・幼稚園等を訪問等により相談や支援を行うように取組んだ。 ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援し関係機関等のネットワークの構築を図る子ども・若者支援地域協議会(子どもの貧困対策含む)については、代表者会議を1回、実務者会議を4回開催した。また、内閣府所管『平成30年度 子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業』を活用して、地域の関係機関や支援団体等にも参加してもらったので支援マップの検討や事例検討会を2回、支援に携わる人材養成のための講習会を1回実施し、更に、先進地域の視察を行った。	○	・ニートやひきこもりなどの生きづらさのある本人の直接の相談や支援に繋がりにくい。 ⇒家族や周りの者からの相談にも丁寧に対応し、本人の相談に繋がるように支援を継続している。(家族会の実施など) ・子ども・若者支援と子どもの貧困対策との役割分担や整理がしづらい。 ⇒平成30年度から「子ども応援コーディネーター」は保育所・幼稚園等を訪問等をして支援し、教育等と福祉とをつなぐ役割へ変更した。 ・子ども・若者支援における地域課題の整理と必要とされる機能等の整理が十分でない。 ⇒平成31年度も内閣府所管『子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業』を活用して、引き続き課題整理等に取組む。
	②妊娠期からの切れ目ない支援拡	子育て支援課	該当事業なし	-	-	-	-
		子ども・若者課	子ども・若者支援事業 (子ども若者総合相談センター事業)	拡充	・ニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供および助言を行う「彦根市子ども・若者総合相談センター」を、NPO法人へ業務を委託し開設した。また、平成29年6月に同センターへ機能追加した「子ども応援コーディネーター(子どもの貧困対策コーディネーター)」は、保育所・幼稚園等を訪問等により相談や支援を行うように取組んだ。	○	・ニートやひきこもりなどの生きづらさのある本人の直接の相談や支援に繋がりにくい。 ⇒家族や周りの者からの相談にも丁寧に対応し、本人の相談に繋がるように支援を継続している。(家族会の実施など) ・子ども・若者支援と子どもの貧困対策との役割分担や整理がしづらい。 ⇒平成30年度から「子ども応援コーディネーター」は保育所・幼稚園等を訪問等をして支援し、教育等と福祉とをつなぐ役割へ変更した。
		健康推進課	乳児家庭全戸訪問事業 妊婦健康診査事業 乳幼児健康診査事業 まち・ひと・しごと妊娠出産包括支援事業	継続	・母子健康手帳等の発行時に保健師または助産師が妊婦と面接をし、相談に応じるとともに保健福祉サービスの情報提供を行い、要支援妊婦のアセスメントおよび支援計画作成、必要に応じて妊婦・産婦訪問の実施。要支援妊婦は(180名:18.7%)、うち地区担当支援となった妊婦は(65名:36.1%) ・パパママ学級を9回開催し、123組の参加があった。	□	子育て世代包括支援センターで直接相談を受けるケースは少なく、相談窓口についての周知をしていく必要がある。
	③離婚前相談への対応	子育て支援課	ひとり親家庭自立支援事業	拡充	離婚を検討している父母等に向けて、離婚手続きや離婚前に話し合った方がよいこと、離婚後の手続きなどを案内する。	△	相談者に必要な情報や相談先を課内作成の冊子で案内することにより、相談者一人ひとりに同じ情報を提供できるよう心がけているが、離婚後の生活費やそのための就労の必要性については、具体的、積極的に話すことで、今後の生活について改めて考える機会となるようにしたい。
	④個別相談・個別訪問の充実	子育て支援課	家庭児童相談室運営事業	継続	家庭相談員を配置し子どもとその家庭からの相談にのることで、家庭での適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図る。 相談件数:766件	△	家庭の抱える問題の複雑化により、相談員に専門性が求められている。そのため、県や関係機関の開催する研修会に積極的に参加している。
		健康推進課	妊産婦・新生児訪問指導事業	継続	・妊産婦・新生児訪問指導事業 新生児および妊産婦を訪問し、疾病の早期発見、育児支援を行い、円滑に育児ができるよう支援した。助産師もしくは保健師による新生児の身体計測、一般状態の確認、母親の心身状態の確認、育児内容の確認を行った。必要に応じて、育児指導、子育て情報の提供をした。産後うつ等のリスクのある人には再訪問を実施し、育児不安の軽減と虐待防止を図った。 〈訪問件数〉 新生児訪問 676件 低出生体重児訪問 26件 ハイリスク訪問 161件	□	医療機関との連携を行い、ハイリスク連絡票に基づき訪問等の支援をおこなったが、受け入れ拒否の方への支援をどのようにおこなっていかか今後も課題である。新生児訪問に関してははがきの依頼により行ってきた訪問を、依頼のない家庭には電話による訪問勧奨を実施。不安を抱える家庭や頻りに支援が必要な家庭が増加していることからすべての産婦、新生児にアプローチできるよう今後も訪問勧奨を実施し、必要な家庭には継続的な育児支援をおこなう。
⑤相談・対応体制の充実	企画課	男女共同参画推進事業 ※上記のうち男女共同参画相談業務連絡会議	継続	彦根市男女共同参画相談業務連絡会議は、様々な相談業務の理解と連携を深めるとともに男女共同参画の推進および市民福祉の向上に寄与するために設置している。企画課、人権政策課、男女共同参画センター、社会福祉課、介護福祉課、子育て支援課、子ども・若者課、障害福祉課および教育研究所の担当者や相談員による連絡会議である。 平成30年度においては、先進地である京都市男女共同参画センターウィングス京都を視察した。ウィングス京都での相談事例をもとに、面接時における相談員としての心構えや対応方法などを学ぶことができた。 平成30年度実績(2回) 1期日 平成30年11月9日 内容 相談員・相談窓口担当者研修(「暴力防止啓発講座」) 参加者 13人 2期日 平成31年2月21日 内容 視察研修(京都市男女共同参画センターウィングス京都) 参加者 11人	△	研修会は実施できたが、相談員同士の意見交換や情報共有など連携強化を図る取組はできなかった。	

施策	施策の内容	取組主体	平成30年度 事業実績等				
			事務事業名等	新規・拡充・継続の別	事業目的・内容・実績等	達成状況等 ○△□▼	事業推進上の課題と課題への対応等
【18】 相談体制の整備・充実	⑤相談・対応体制の充実	人権・福祉交流会館	該当事業なし	-			
		福祉保健部	(福祉施策等学習会) (専門職の雇用)	継続			
		学校教育課	該当事業なし	-			
【19】 関係機関による連携強化・ネットワークの整備	①地域協議会によるネットワーク体制の整備新	子ども・若者課	子ども・若者支援事業 (子ども若者支援地域協議会)	拡充	・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援し関係機関等のネットワークの構築を図る子ども・若者支援地域協議会(子どもの貧困対策含む)については、代表者会議を1回、実務者会議を4回開催した。また、内閣府所管『平成30年度 子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業』を活用して、地域の関係機関や支援団体等にも参加してもらっての支援マップの検討や事例検討会を2回、支援に携わる人材養成のための講習会を1回実施し、更に、先進地域の視察を行った。	○	・子ども・若者支援における地域課題の整理と必要とされる機能等の整理が十分でない。 ⇒平成31年度も内閣府所管『子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業』を活用して、引き続き課題整理等に取組む。
		子ども・若者課	子ども・若者支援事業 (子ども若者総合相談センター事業)	拡充	・ニート・ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供および助言を行う「彦根市子ども・若者総合相談センター」を、NPO法人へ業務を委託し開設した。また、平成29年6月に同センターへ機能追加した「子ども応援コーディネーター(子どもの貧困対策コーディネーター)」は、保育所・幼稚園等を訪問等により相談や支援を行うように取組んだ。	○	・ニートやひきこもりなどの生きづらさのある本人の直接の相談や支援に繋がりにくい。 ⇒家族や周りの者からの相談にも丁寧に対応し、本人の相談に繋がるように支援を継続している。(家族会の実施など) ・子ども・若者支援と子どもの貧困対策との役割分担や整理がしづらい。 ⇒平成30年度から「子ども応援コーディネーター」は保育所・幼稚園等を訪問等をして支援し、教育等と福祉とをつなぐ役割へ変更した。
	学校教育課	該当事業なし	-				
【20】 早期発見と必要な支援へのつなぎ	①乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査などでの早期発見	健康推進課	乳児家庭全戸訪問事業 乳幼児健康診査事業	継続	乳児家庭全戸訪問事業:すべての乳児がいる家庭に4か月までに訪問し、子育てに関する情報提供を行ない、必要時助言やサービスの提供につなげた。 訪問対象者:949人 訪問面接件数:930人 面接率:98.0%	□	全数把握に努めているが、転出や長期の里帰りの方もあり、訪問につながらない人もいる。
		子ども・若者課	地域子育て支援事業	継続	彦根市ホームページの情報更新や、「彦根市子育てガイドブック」、「おでかけひろばカレンダー」等による子育てに係る情報提供などを行った。 ・子ども・若者課内の相談窓口で、市民からの相談に対応した。(利用者支援事業相談件数1,859件) ・東山児童館・子どもセンター・ピバシティ彦根において「地域子育て支援センター事業」を行った。 ・「ひろば」の開設として、子どもセンターで「きらきらひろば」、ピバシティ彦根で「まんまるひろば」、福祉センター別館で「さくらひろば」、東山児童館で「チャチャひろば」を開催した。	○	待機児童への対策の一つとして、在宅児への子育て支援の充実が必要であることから、未就園児とその保護者への支援を継続して実施していく。
	子ども・若者課	家庭教育支援事業	継続	「すくすく・のびのび教室」を9地区公民館等で実施した。受講者:延2,072組 「わいわいひろば」は8地区公民館等で開催した。参加者:延1,267人	○	実際の利用者の人数など現状を踏まえて、事業の在り方を見直す時期に来ていると考える。次年度の事業について再検討を行う。	
	②地域子育て支援(拠点・ひろばなど)での早期発見	子ども・若者課	東山児童館運営事業 (拠点事業)	継続	・子どもひろば事業 夏休み子どもひろばを開催し、体験や子ども同士の交流の場を提供した。 (七夕の集い、みんなのおはなし会、キャンドル教室、体験学習、工作教室)	○	施設の老朽化により修繕箇所が年々増加している。 施設適正管理計画で対応予定。
		子ども・若者課	ふれあいの館管理運営事業 (指定管理)	継続	平成28年度より、指定管理者にふれあいの館の運営を委託した。 ふれあいの館 開館日数267日 利用者数16,642人	○	施設の老朽化により修繕箇所が年々増加している。 施設適正管理計画で対応予定。
		子ども・若者課	子どもセンター管理運営事業 (指定管理)	継続	・平成28年度から指定管理者による運営とした ・毎週月～金曜日 きらきらひろばを開催した。参加者延28,452人 ・子育て講座開催(84回) 参加者数2,226人 ・情報誌「ほけっと」の発行(月1回) ・相談 子育てに関する相談 245件、子育てアドバイス相談 12回 参加者数73人 ・子ども教室(月1回)参加者延236人 ・子ども将棋教室 10回開催 延654人 ・天文クラブ 10回開催 参加者数延367人 ・シニア天文クラブ 2回開催 延19人 ・星空教室 5回開催 延93人 ・天文台の公開(11回)延994人 ・シニアライフ会議(年間18回)延349人 ・ファミリーサポート5回 延733人 ・臨床発達心理士まちこさんの子育て相談 12回開催 参加者数延17人	○	施設の老朽化により修繕箇所が年々増加している。 施設適正管理計画で対応予定。
		幼児課	該当事業なし	-			
	④小・中学校での相談を通じての早期発見	学校教育課	該当事業なし	-			
⑤放課後児童クラブでの早期発見	生涯学習課	放課後児童クラブ運営事業	継続	現在、学校の課業日は放課後から18時30分まで、土曜日や長期休業期間は8時から18時30分まで開設しており、開設時間の延長より待機児童を発生させない方向で事業を行っている。	□	開設時間の延長については、費用負担の観点から、負担金の見直しも併せて検討する必要がある。	
⑥家庭児童相談での早期発見	子育て支援課	家庭児童相談室運営事業	継続	家庭相談員を配置し子どもとその家庭からの相談にのることで、家庭での適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図る。 相談件数:766件	△	家庭の抱える問題の複雑化により、相談員に専門性が求められる。そのため、県や関係機関の開催する研修会に積極的に参加している。	

施策	施策の内容	取組主体	平成30年度 事業実績等					
			事務事業名等	新規・拡充・継続の別	事業目的・内容・実績等	達成状況等 ○△□▼	事業推進上の課題と課題への対応等	
【20】 早期発見と必要な支援へのつなぎ	⑦地域との連携による早期発見	社会福祉課	生活保護適正化推進事業 生活困窮者自立支援事業	継続	生活相談窓口相談支援員3名を配置し、地域からの相談について適切に対応できる体制を構築した。また、地区担当民生委員と協力し、地域の困窮世帯の情報共有に努めた。 【平成30年度 実績】 延べ相談件数 351件、実相談件数 249件 ※実績は子どもに関わらず、事業全体での支援件数です。	□	支援に対して、専門知識や技能、福祉的知見を持った人材の育成や確保が必要である。	
【21】 子どもたちを応援する地域づくり	①地域資源の掘り起こしと育成新	子ども・若者課	子ども・若者支援事業 (ひとづくり地域づくり事業・いい場所づくり補助)	拡充	・貧困や生きづらさのある子どもの居場所(子ども食堂や学べる場など)づくりに関して、子どもたちを応援する地域や支援者を、人材育成から活動の運営までトータルにサポートするとともに、リユースやフードバンクの体制(仕組み)づくりを行う、子ども・若者を応援する『ひとづくり・地域づくり事業』を社会福祉協議会へ委託して実施した。平成30年度は子ども食堂を支えるフードバンクの体制整備にも取り組んでもらった。 ・子どもの地域の居場所となる『学べる場』の開設・運営経費を社協と共に支援(補助)した。彦根市『いい場所づくり事業』補助金。平成30年度実績2か所。	○	・子どもの居場所づくりを支援する県社協の補助制度が平成30年度限りとなり、次の段階へ移行となったことから、活動の継続が危惧される。 ⇒平成31年度は、市社協と市で、『いい場所づくり事業』補助金の対象を拡充するようにした。	
	②地域・民間の力を発揮する仕組みづくり新	社会福祉課	生活困窮者自立支援事業	継続	地域の課題や困りごとの解決に向け、住民個人や自治会、ボランティアグループ・NPO、民生委員児童委員、さらには事業所が、それぞれの立場で「我が事」として取り組んでいく地域づくりを進めるため、彦根市社会福祉協議会に業務委託を行い取り組みを進めた。 【平成30年度 実績】 ・住民個人向け「おたがいさんサポーター講座」の開催 基礎講座7回、登録者数 83名 ・サポーターの二重マッチングの実施 相談件数 182件 ・自治会向け「地域見守り合い活動」の推進 取組自治会数 112自治会 ・ボランティアグループ等向け「地域福祉活動助成」の実施 助成団体数 ボランティアグループ/15団体、福祉団体/13団体 ・事業所向け「地域見守り合い活動協定」の締結 協力店数15事業所 ・地域や学校、事業所等への福祉講座、福祉教育の実施 地域向け 57回、学校向け 112回(延べ開催数) など ※実績は子どもに関わらず、事業全体での取組件数です。	□	取組の推進ため、専門知識や技能、福祉的知見を持った人材の育成や確保が必要である。 そのため、市社会福祉協議会に委託し、事業の安定的な推進に向けて対応している。	
	③フードバンクの支援・体制づくり新	社会福祉課	該当事業なし	-				
		子育て支援課	該当事業なし	-				
		子ども・若者課	子ども・若者支援事業 (ひとづくり地域づくり事業)	拡充	・貧困や生きづらさのある子どもの居場所(子ども食堂や学べる場など)づくりに関して、子どもたちを応援する地域や支援者を、人材育成から活動の運営までトータルにサポートするとともに、リユースやフードバンクの体制(仕組み)づくりを行う、子ども・若者を応援する『ひとづくり・地域づくり事業』を社会福祉協議会へ委託して実施した。平成30年度は子ども食堂を支えるフードバンクの体制整備にも取り組んでもらった。	○	・貧困や生きづらさのある子どもの居場所(子ども食堂や学べる場など)づくりに関して、子どもたちを応援する地域や支援者を、人材育成から活動の運営までトータルにサポートするとともに、リユースやフードバンクの体制(仕組み)づくりを行う、子ども・若者を応援する『ひとづくり・地域づくり事業』を社会福祉協議会へ委託して実施した。平成30年度は子ども食堂を支えるフードバンクの体制整備にも取り組んでもらった。	
	④制服・学用品などのリユースの仕組みづくり新	社会福祉課	該当事業なし	-				
		子育て支援課	該当事業なし	-				
		子ども・若者課	子ども・若者支援事業 (ひとづくり地域づくり事業)	拡充	・貧困や生きづらさのある子どもの居場所(子ども食堂や学べる場など)づくりに関して、子どもたちを応援する地域や支援者を、人材育成から活動の運営までトータルにサポートするとともに、リユースやフードバンクの体制(仕組み)づくりを行う、子ども・若者を応援する『ひとづくり・地域づくり事業』を社会福祉協議会へ委託して実施した。平成30年度は子ども食堂を支えるフードバンクの体制整備にも取り組んでもらった。	○	・貧困や生きづらさのある子どもの居場所(子ども食堂や学べる場など)づくりに関して、子どもたちを応援する地域や支援者を、人材育成から活動の運営までトータルにサポートするとともに、リユースやフードバンクの体制(仕組み)づくりを行う、子ども・若者を応援する『ひとづくり・地域づくり事業』を社会福祉協議会へ委託して実施した。平成30年度は子ども食堂を支えるフードバンクの体制整備にも取り組んでもらった。	
	⑤身近な地域での声かけ	社会福祉課	生活困窮者自立支援事業	継続	地域の課題や困りごとの解決に向け、住民個人や自治会、ボランティアグループ・NPO、民生委員児童委員、さらには事業所が、それぞれの立場で「我が事」として取り組んでいく地域づくりを進めるため、彦根市社会福祉協議会に業務委託を行い取り組みを進めた。			
		子ども・若者課	子ども・若者支援事業 (ひとづくり地域づくり事業)	拡充	・貧困や生きづらさのある子どもの居場所(子ども食堂や学べる場など)づくりに関して、子どもたちを応援する地域や支援者を、人材育成から活動の運営までトータルにサポートするとともに、リユースやフードバンクの体制(仕組み)づくりを行う、子ども・若者を応援する『ひとづくり・地域づくり事業』を社会福祉協議会へ委託して実施した。平成30年度は子ども食堂を支えるフードバンクの体制整備にも取り組んでもらった。	○	・貧困や生きづらさのある子どもの居場所(子ども食堂や学べる場など)づくりに関して、子どもたちを応援する地域や支援者を、人材育成から活動の運営までトータルにサポートするとともに、リユースやフードバンクの体制(仕組み)づくりを行う、子ども・若者を応援する『ひとづくり・地域づくり事業』を社会福祉協議会へ委託して実施した。平成30年度は子ども食堂を支えるフードバンクの体制整備にも取り組んでもらった。	

施策	施策の内容	取組主体	平成30年度 事業実績等				
			事務事業名等	新規・拡充・継続の別	事業目的・内容・実績等	達成状況等 ○△□▼	事業推進上の課題と課題への対応等
【22】 市民への啓発	①シンポジウム・フォーラムなどを通じた研修・啓発	人権政策課	①人権のまちづくりフェスタ開催事業	継続	広く市民を対象に、様々な人権課題について学習や体験ができる場として「人権のまちづくりフェスタ」を開催した。 平成30年9月29日(土) 開催 ・講演 「あなたの身近にもいるLGBT～男女やLGBTだけじゃない！性のあり方は十人十色～」 ・人権課題に関する啓発ブース、パネル展示、キッズスペースなどの設置など	○	市民意識の高揚に向けて、今後も継続的な啓発が必要である。
		人権政策課	②多文化共生社会推進事業 ※上記のうち、多文化共生サポーター研修会	継続	本市が多文化共生推進のために取り組むべき課題の1つである「防災」をテーマに選り、避難所運営のあり方や災害時の効果的な情報伝達の方法について、市民や多文化共生サポーター、市関係者等、多様な立場の人がともに考えることを目的に、多文化共生サポーター研修会を開催した。 日時 平成31年2月9日(土) 午前10時30分から午後12時まで 場所 大学サテライト・プラザ彦根 内容 講演およびワークショップ テーマ 「外国人住民と一緒に考える防災」 参加者 25人	○	災害時における外国人住民を支援するためのガイドラインを策定していく必要がある。
		子ども・若者課	青少年健全育成事業	継続	・青少年育成関係者が一堂に会し、青少年が心豊かに健やかに成長していけるように、家庭、学校、地域社会がそれぞれの役割を担い、互いに連携しながら取り組むことをめざしてフォーラムを開催し、市民総ぐるみで青少年の健全育成に取り組んでいく機運を高めていくための機会とする。 1月19日開催 講演：「だめな子なんて一人もいない」	○	・青少年の問題に対して、どのように市民に関心を持ってもらうか
		子ども・若者課		-	-	-	-
	②図書館での啓発	図書館	該当事業なし	-	子どもの貧困に関する書籍を購入し、利用に供した。	□	書棚に排架しただけでは、すでに興味がある人にしか利用してもらえないため、特集を企画するなどの目に留まる工夫を検討する必要がある。
【23】 ふるさと納税制度などの周知・啓発	ふるさと納税制度などの活用	まちづくり推進室	ふるさと彦根応援寄附事業	拡充	本市へのふるさと納税による寄附について、多様な媒体でPRを行うことなどにより自主財源の積極的な確保を図る。	○	継続寄附者の寄附額増加と新規寄附者の獲得が課題である。
		社会福祉課	該当事業なし	-			
【24】 子どもの貧困対策の情報収集と提供	情報の収集と提供 ^新	子ども・若者課	子ども・若者支援事業(子ども貧困対策)	拡充	・子ども・若者の支援機関等の情報を掲載した「彦根市子ども・若者支援ガイドブック」および、子どもの貧困対策に関する支援情報等を掲載した「彦根市子どもたちの学びと育ち応援ガイドブック」を彦根市社協と彦根市子ども・若者総合相談センターと協働で製作し、関係機関へ配布した。	○	知りたい情報・得たい情報をうまく入手ができるガイドブック等の検討が必要
【25】 庁内体制の整備	①子どもたちを応援する庁内体制づくり ^新	子ども・若者課	子ども・若者支援事業(子ども貧困対策)	継続	・平成29年3月に策定した「彦根市子どもの貧困対策計画」に掲げる事業や取組・施策の推進を図るよう働きかけた。(プロジェクトチームは子ども・若者支援地域協議会実務者会議へ引き継いだ)	○	・限られた財源の中で事業・取組みを進めるため、制約がある。 ⇒財源がかからない取組や、新たな財源確保など、創意工夫して行っていく。
		子ども・若者課 他		-			
	②関係機関への研修・啓発	幼児課	該当事業なし	-			
		子ども・若者課	子ども・若者支援事業(子ども貧困対策)	継続	・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援し関係機関等のネットワークの構築を図る子ども・若者支援地域協議会(子どもの貧困対策含む)については、代表者会議を1回、実務者会議を4回開催した。また、内閣府所管『平成30年度 子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業』を活用して、地域の関係機関や支援団体等にも参加してもらっての支援マップの検討や事例検討会を2回、支援に携わる人材養成のための講習会を1回実施し、更に、先進地域の視察を行った。 ・人権のまちづくりフェスタ等で、子どもの貧困対策計画を周知した。行政視察に積極的に対応した。	○	・子ども・若者支援における地域課題の整理と必要とされる機能等の整理が十分でない。 ⇒平成31年度も内閣府所管『子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業』を活用して、引き続き課題整理等に取組む。
		学校教育課	該当事業なし	-			
生涯学習課	該当事業なし	-					

※達成状況等は、事業の目的や成果等において、達成できた場合は○、達成できなかったが現況よりも改善されたものは△、現況から変更が無かったものは□、現況よりも後退したものは▼